

答 申 情 第 1 6 9 号
令和 5 年 1 1 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 8 月 2 9 日付け保障第 3 2 4 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

職員の説明が適切であるとする根拠が分かる文書の不存在による非公開決定事案（諮問
情第 2 6 1 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年6月24日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、以下の文書の公開請求をした（以下「本件請求」という。）。

京都市障害保健福祉推進室に在籍している●●（以下「処分庁職員」という。）は電子 mail に於いて「また、かがやきでの明日のインテークは、支援計画の作成について行うものです。それ以外の、審査請求等の内容については一切応じませんので、その旨、改めてお伝えいたします。」と書いているが「審査請求等の内容については一切応じません」という内容は行政不服審査法84条に違反している。

同条に違反しているにも関わらず処分庁職員が「審査請求等の内容については一切応じません」という違法或いは不適法な内容を電子 mail に書いているのは何故か。そして何故処分庁職員は同条を遵守していないのか。其れ等の事由及び根拠を記す公文書

- (2) 処分庁は、法令違反又は不適法の是非については法令の解釈上の問題であり、それらを具体的に示す公文書を取得、作成していないことを理由に、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年7月11日付けで、その旨及び理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年7月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやきの運営について

京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）は、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、その運営を社会福祉法人京都総合福祉協会へ委託して事業を実施している。

かがやきは子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、かがやきの業務のうち「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子

ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。

また、かがやきでは、相談利用の申し出があったときに、個々のニーズに応じた相談支援を行うため、インテークや面談にて現時点の困りごと等の相談内容を聞き、聴取した内容をもとに個別支援計画を作成することとしている。

(2) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、処分庁職員が審査請求人に送付したメールのうち「審査請求等の内容については一切応じませんので、その旨、改めてお伝えいたします。」との内容について、審査請求人は、行政不服審査法第84条に違反していると主張し、なぜそのような不適法な内容を記載したのか、同条を遵守していないのか分かる事由及び根拠を記す公文書を求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

一般に、市民等とのやり取りにおける職員の回答などは、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合もあるが、職員自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合も多い。

本件請求は、処分庁職員のメールでの回答について、その対応が法的に妥当であることや、当該職員が法令を遵守しているといえる根拠などを求めているものであるが、当該メールにおける回答内容の法的妥当性などについても、同様に特定の公文書にその根拠を求めることができないものである。

したがって、本件請求に係る公文書が存在しないとする本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、当該メールの回答内容が行政不服審査法第84条に違反すると主張するが、同条の趣旨は、行政庁に課された努力義務規定であるものの、いついかなるときにも審査請求人の求める情報を提供しなければならない義務が課されているというものではない、と処分庁は解釈している。

審査請求人は、自身の個別支援計画を再作成するため、令和4年4月26日にかがやきを往訪してインテークを受ける予定であったが、かがやきに対し、当該日はインテークだけでなく審査請求に係る事案についての詰問などへの対応を要求する趣旨の電子メールを送りつけるようになった。しかしながら、審査請求事案に対応する職員とは異なる職員がインテークを担当する予定であったこと、すでに当該職員が審査請求人の往訪の準備を進めていたこと、当該日時は、あくまでも個別支援計画の再作成に必要なインテークを実施するために審査請求人と調整した予定であったことなどから、処分庁としては、同条の解釈に基づき、本来の目的を逸脱する一方的かつ後出しの要求に対応する必要はないと判断して、当該メールを送付したものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 処分庁は「法令違反又は不適法の是非については法令の解釈上の問題であり、それらを具体的に示す公文書を取得、作成していない。」という不存在事由を挙げているが仮にその通りであれば、処分庁職員は如何為る事由及び根拠に基づいて電子 mail に於いて「審査請求等の内容については一

切応じません」という行政不服審査法 8 4 条に違反する内容を書いているのか。当該事由及び根拠を記す文書等の根拠提出を要求する。当該文書が「公文書」で無ければ其れは何か。書籍か、雑誌か、其れ等以外の媒体か、或いは処分庁及びかがやきにとって不都合な事実を問い質され糾弾されたくないことで事由も根拠も無く単に逃げているだけであるのか。

- (2) 処分庁は、本件請求文書を「作成していない」と答えているが、其れは何故か。仮に其の通りであれば、此れは公文書等の管理に関する法律第 4 条及び 3 4 条に違反しており、何故なら同法 4 条に於いて「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているからである。又処分庁は、同法 4 条に違反して本件請求書文書を「作成していない。」事由を本件決定通知書に於いて答えていないので、此れは行政手続法 8 条 1 項に違反している。抑々、本件請求文書の存否以前に処分庁職員が電子 mail に於いて「審査請求等の内容については一切応じません」という行政不服審査法 8 4 条に違反する内容を書いているのは何故か。前述の通り、処分庁及びかがやきにとって不都合な事実を問い質され糾弾されたくないことで事由も根拠も無く単に逃げているだけであるのか。仮に其の様な内情があるのであれば行政手続法 8 条 1 項に基づいて不存在事由と為る内情を本件決定通知書に明記しなければならない。

- (3) 反論は口頭意見陳述※時に行う。

※ 行政不服審査法第 3 1 条に基づく口頭意見陳述を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、処分庁職員が審査請求人に送付したメールの内容について、その記載内容の法的妥当性や処分庁職員が行政不服審査法第 8 4 条を遵守していることが分かる事由及び根拠を記す公文書を求めたものである。

- (2) 本件処分について

ア 処分庁は、メールの内容について、その記載が法的に妥当であることや、処分庁職員が法令を遵守しているといえる根拠を特定の公文書に求めることはできないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、仮に処分庁が主張する不存在事由のとおりであるならば、処分庁職員はいかなる事由及び根拠に基づいて記載したのか疑義が生じると主張する。

ウ 一般に、市民等とのやり取りにおける職員の回答などは、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合が多いと考えられるが、一方で、業務等に対する職員の考え方や認識に関するものについては、職員自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、そのような場合には特定の公文書にその根拠を求めることができないことが多いと考えられる。

本件では、処分庁職員がメールに記載した行政不服審査法に基づく審査請求の対応について、その記載の法的妥当性が確認できる公文書の特定が求められていると認められるが、このような場合に該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。

エ 以上から、当審査会は、本件請求に係る公文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 8月29日 諮問

9月28日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年 8月29日 審査請求人からの反論書の提出

10月 3日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第6回会議）

11月 8日 審議（令和5年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

※ 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて準用する第33条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）